

様式第 33 号ア (申請面積が 4 ha 以下の場合 (知事))

ご 注 意  
申請者の住所及び氏名並びに、申請土地の所在、地番、地目及び面積は、正確に記載してください。

農業委員会受付	広域振興局等受付
照 合	照合責任者印

農地法第 4 条の規定による許可申請書

岩 手 県 知 事 殿

〇〇年 〇月 〇日

関連条項

申請者	現住所	氏名
	一関市竹山町 7-2	一関 二郎 (55 歳)

農地を転用したいので、申請します。

全部事項証明書の住所と確認をすること、異なる場合は、同一人物であることを証明する書類 (住民票など) を添付のこと

1 許可を受けようとする土地の表示等

所在地番	地目		面積 ㎡	耕作者氏名 (名称)
	登記簿	現況		
一関市 〇〇 字 〇〇 12 番 3	田	田	120	なし
一関市 〇〇 字 〇〇 12 番 5	田	田	231	なし
合 計			2 筆	351

全部事項証明書の所在地番、地目を確認し記入すること

いない場合は「なし」と記載

2 転用計画

(1) 転用事由の詳細	(用途) 宅 地	(事由の詳細) 現在、借屋住まいなので自己住宅を建てたい								
(2) 転用の期間		年 月 日 (許可の日) から 永久 年間								
(3) 転用の時期、転用の目的に係る事業又は施設の概要										
工事計画	名 称	第 1 期 (2 年 4 月 ~ 2 年 9 月)			第 2 期 ( 年 月 ~ 年 月)			合 計		
		棟数	建築面積 ㎡	所要面積 ㎡	棟数	建築面積 ㎡	所要面積 ㎡	棟数	建築面積 ㎡	所要面積 ㎡
土地造成				351						351
建築物又は工作物	自己住宅	1	121	121				1	121	121
	物置	1	10	10				1	10	10
	駐車場 3 台分			45						45
	庭・通路等			175						175
計		131	351					131	351	

登記面積と同数値

足りて所要面積と同数値となるよう記載。欄が不足する場合は「庭・通路等」のようにまとめて記載。

3 転用の目的に係る事業の資金計画

総額	45,000,000	10,000,000	(借入先)	
内訳	土地購入費		△ △銀行	
	工事費	45,000,000	〇 〇支店	35,000,000
	その他			

4 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要

(1) 被害の内容	①雨水の流出 ②土砂の流出
(2) 防除施設の内容	①碎石 (砂利) を敷き自然浸透・側溝整備・擁壁設置 ②法面保護。十分な転圧・・・など

5 その他参考となる事項

- 添付書類(1) 申請土地の登記事項証明書 (全部事項証明書に限る。)(1部)  
 (2) 申請土地の位置及び周辺の状況を表示する図面 (1部)  
 (3) 申請土地の地番、地目及び隣接土地の法線を表示する図面 (1部)  
 (4) 申請土地に建設しようとする建築物又は施設の面積、位置、施設物  
 (5) 申請土地が土地改良区内にある場合は、その土地改良区の意見書  
 (6) 法人 (農地等) について権利を取得しようとする者に限る。) にあつた (法人の名称、所在地、代表者の氏名、業務内容等が確認できるもの) 及び  
 (7) その他関係書類

(1) は想定される被害内容を必ず記載

(2) は (1) に対する防除策を必ず記載

※隣接する農地がない場合は「隣接農地なし」と記載

許 可 指 令 書

この申請は、下記により許可します。	指 令 第 号
年 月 日	岩手県知事 印
1 条件	(1) 申請書に記載された事業計画に従って、事業の用に供すること。 (2) 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から 3 か月及びその後 1 年ごとに工事の進捗状況を報告すること。また、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。
2 注意	(1) 申請書に記載された事業計画 (用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。) に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第 51 条第 1 項の規定によりその許可を取消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事者の行為の停止を命じ、若しくは戻戻回復の措置をとるべきことを命ずることがあります。 (2) 所管農業委員会の発行する農地転用許可済証を申請地に提示してください。
3 敬告	(1) 申請書に記載された事業計画を変更せざるを得ないときは、事前に所管農業委員会を経由して承認を受けてください。 (2) この処分不服があるときは、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、岩手県知事に審査請求書 (同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項 (審査請求人が、法人その他の団体若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法第 4 項に掲げる事項を含みます。)) を記載しなければなりません。 前項 2 番を提出して、審査請求をすることができます。ただし、当該処分に対する不服の理由が放棄、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法 (昭和 27 年法律第 229 号) 第 53 条第 2 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内は、公営等調整委員会に裁定申請書 (農業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律 (昭和 25 年法律第 282 号) 第 25 条の 2 第 2 項に掲げる事項を記載しなければなりません。) を提出して裁定の申請をすることができます。なお、この場合、併せて処分及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。 (3) この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、岩手県を被告として (訴訟において岩手県を代表する者は岩手県知事となります。)、提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することとなります。 (4) 上記の期間が経過する前に、この処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときには、上記の期間やこの処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。